公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２８号
秋田県男鹿市船川港船川字新浜町23番地
債務者　佐藤　榮喜
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　一宏
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３号
東京都八王子市楢原町220番地10グリーンヴィレッジＤ棟101号
債務者　猿橋　孝憲
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳原　桑子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４号
東京都八王子市楢原町220番地10グリーンヴィレッジＤ棟101号
債務者　猿橋　好子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳原　桑子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３１号
東京都小平市仲町345番地の９ホワイトハイツ103号
債務者　中道　雅和
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩島のり子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３２号
東京都小平市仲町345番地の９ホワイトハイツ103号
債務者　中道　富子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩島のり子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２号
山形県酒田市麓字荒町58番地の６
債務者　佐藤　　正
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
4　破産債権の届出期間　平成22年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第３６７３号
神奈川県藤沢市長後1156番地の１　ソシアルレジデンスＡ101
債務者　杉浦　順也
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田沢　　剛
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月19日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６７４号
神奈川県藤沢市長後1156番地の１　ソシアルレジデンスＡ101
債務者　杉浦　宏美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田沢　　剛
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月19日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１１号
横浜市港北区菊名６丁目19番18号
債務者　影山　武浩
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安國　治彦
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月20日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０号
神奈川県横須賀市岩戸５丁目８番16号
債務者　関　　優子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　正規
4　破産債権の届出期間　平成22年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１４６号
栃木県那須塩原市新朝日１番４号　あおばマンション501号、前住所栃木県那須塩原市南町10番６号
債務者　伊藤　和也
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　直之
4　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１４７号
栃木県那須塩原市新朝日１番４号　あおばマンション501号、前住所栃木県那須塩原市南町10番６号
債務者　伊藤　町子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　直之
4　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第６８１号
静岡県浜松市天竜区芦窪２番地の１
債務者　岡田　聡志
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　破産債権の届出期間　平成22年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係